

建築法体系勉強会への意見書

110510

古阪秀三

I. 現状認識

1. 建設市場

- ①スクラップ&ビルドからストック型社会へ
- ②具体的には《インフラ整備、住宅の量的充足と質的充足など建設活動の活発化》から《人口減少→市場縮小、リフォーム・修繕・模様替え》
- ③景観問題は、新築時の景観から空き家問題を伴う景観などを含むがごとく質的に変化
- ④「発注者」は投資家、仲介業者などを含む多様な発注者像に
- ⑤限定した範囲での経済合理性の蔓延
- ⑥そして、東日本大震災、変化が

2. 生産システム

①発注者、設計者、施工者いずれの主体においても、多様化・専門分化が進行し、かつ重層下請構造が深化・複雑化している。

②とりわけ、技術・技能に関して、自ら自律的にできる技術者／技能者（あるいはその企業）と、指導・監督を前提としなければならない技術者／技能者（あるいはその企業）の2重構造化が進行している。

③発注者に関しても、CSRへの対応等に二重構造が顕在化しつつある。

④リフォーム等修繕・模様替え（とりわけ戸建住宅）に関しては、建築士の資格を必要としない設計業務が多く、かつ、施工者においても小規模工事のため、建設業許可を必要としない工事が多くなっている。すなわち、無資格・無許可の設計・施工チームで修繕・模様替え工事が多数実施されていることになる。

⑤設計委託業務、請負工事における契約観念は、徐々にプロジェクト関係者の間に浸透しつつあるが、この点に関しても理解と無理解、熟知と無知といった二重構造になっている。

3. 法制度

①建築基準法、建築士法、建設業法ともに、法の制定後50年以上を経過し、追加された条項、附則の数だけを見ても明らかなように、絆創膏がきつすぎる。法の改正を横目に見ながら育ったはずの筆者自身、ある建築行為の法的な解釈を調べるのに大変苦勞をしている。これが若い世代の技術者、専門家の立場にたてば、各法律の全体像、規制内容の理解には不都合なことが多いと推察される。

②ストック時代に入り、2③で示したような実態が多くなっているとすれば、その場合

に果たしている法制度の役割は形骸化していることが予想される。

II. まず、やるべきこと

- ① 上記した諸点に関して、建築生産社会／現場の具体的な実態の把握と共通の理解
- ② 実態と現行の法制度とのかい離の把握と共通の理解
- ③ 本勉強会で踏み込むことができる範囲とその限界の確認・共通認識
 羈束行為、性能規定等裁量性（あるいは目標設定）、・・・
- ④ 同様に、本勉強会で主として視野に入れることにする法律・制度の確認
 とりわけ、建設業法との整合性等を検討すること

III. 気になること

- ① いい建築・品質の確保された建築物は法律だけでは造れない。
- ② 建築技術者、技能労働者の気質・倫理観・道徳は法律で律しられるものではない。
- ③ 法律で景観は造れない。
- ④ よって、法律はすっきりとし、少ない方がよい。